

福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託について、事業者選定のため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2025年（令和7年）3月27日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

(1) 業務の目的

福山市（以下「本市」という。）では、国の政府実行計画に基づき、2023年（令和5年）3月に「福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定し、2013年度（平成25年度）を基準として温室効果ガスの総排出量を2030年度（令和12年度）までに53.9%削減を目標としている。

本市では、削減目標達成のための取組として、保有する公共施設における照明設備を蛍光灯等からLED化に整備することにより、省エネルギー化を推進し、光熱費を節減するとともに、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 業務の名称

福山市公共施設照明設備LED化整備業務（以下「本業務」という。）

(3) 業務施行場所

福山市内一円

ア 業務対象施設

福山市内の公共施設（213施設）

イ 対象照明器具

詳細は別添2「対象施設及び照明器具一覧」のとおりとする。

なお、本市の都合等により照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

(4) 業務内容

本市では、事業者の高度な知識、専門性、技術力、企画力及び経験等を活用し、維持管理費のコスト軽減が期待できるESCO（Energy Service Company）方式により本業務を実施する。

なお、省エネルギー効果の計測・検証については、電力使用量の実測は行わず、カタログデータ等で机上計算を行う方式（オプションA方式）とする。

業務の内容は次のアからウのとおりとし、詳細については別添1「福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託仕様書」のとおりとする。

ア 現地調査・設計等業務

アスベスト分析調査300検体を見込むこと。

イ LED照明器具等整備業務

- (ア) LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の調達並びに取替
- (イ) 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分
- (ウ) 照明設備のLED化に伴う電力契約の変更申請
- (エ) 照明設備のLED化に伴う消防等関係官公庁への申請、届出及び検査等の手続き
- (オ) 完成図書作成業務

ウ LED照明器具保守業務

本業務で取替えたLED照明器具の保守（器具及び交換作業を含む）

(5) 契約方法

本業務は、事業者の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用分の資金を本市が調達するギャランティード・セイビングス方式（自己資金型）を用いる。

(6) 契約期間及び保証期間

契約期間：契約確定日から2028年（令和10年）3月31日まで

保証期間：業務完了検査後（全施設のLED化整備完了後）3年間

※ 本業務の委託契約は、2025年（令和7年）9月議会（以下「議会」という。）で議決を見込む案件である。

2 見積限度額及び各年度の支払限度額

見積額が次の金額を超えた場合は、失格とする。なお、当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのものであり、契約締結の際の予定価格を示すものではない。見積額の作成にあたっては、別添2「対象施設及び照明器具一覧」及び別添3「照明器具凡例一覧表」を参考にすること。

また、各年度の支払限度額は次の(1)から(3)のとおりとする。

見積限度額：1,017,000,000円（消費税額及び地方消費税相当額を除く。）

支払限度額：

- (1) 2025年度（令和7年度）：契約金額の4分の1の額を想定している。
- (2) 2026年度（令和8年度）：契約金額の2分の1の額を想定している。
- (3) 2027年度（令和9年度）：契約金額から(1)及び(2)の金額を差し引いた額とする。

3 事業者選定方法

本業務は、LED化によるエネルギー削減効果の早期発見、最大化のために、施工実施や器具選定の提案を求めることが効果的であることから、公募型プロポーザル方式により行うこととし、プレゼンテーションやヒアリングを通じて、提案内容を審査・評価し、本市にて事業者を決定する。

4 応募条件

(1) 応募者

ア 本業務の応募者は、本業務を実施する能力のある「福山市内に本店を有する2者又は3者の事業者で構成される共同施工方式による共同企業体」とする。

イ 構成員のうち代表者（以下「代表構成員」という。）は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

ウ 応募する場合、共同企業体を構成する代表構成員及び代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）を全て明らかにし、次の表で示す共同企業体の資格要件に合致しなければならない。

共同企業体資格要件					
(ア) 構成員	2者で構成される共同企業体		3者で構成される共同企業体		
	代表構成員	その他構成員	代表構成員	その他構成員	
	A群	B群	A群	B群	C群
(イ) 2025年度(令和7年度)・2026年度(令和8年度)福山市建設工事競争入札参加資格	電気工事		電気工事		
(ウ) 建設業の許可別	特定建設業		特定建設業		
(エ) 対象業務に係る業種について建設業の許可を受けた営業所等の所在地	福山市内に本店を有する者		福山市内に本店を有する者		
(オ) (イ)の入札参加資格申請時における等級及び経営事項審査の総合評定値(各構成員の(電気工事)等級例)	720点以上の者		720点以上の者		
	等級A	等級A	等級A	等級A	等級A
	等級A	等級B	等級A	等級A	等級B
	等級B	等級B	等級A	等級B	等級B
	—	—	等級B	等級B	等級B
(カ) 出資比率の最小限度は2者で構成される共同企業体の場合は30%とし、3者で構成される共同企業体の場合は20%とする。なお、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。					
(キ) 全ての構成員の年間平均完成工事高の合計額が、見積限度額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)以上であること。					
(ク) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による入札参加制限を受けていない者であること。					
(ケ) この公告の日から仮契約日までの間のいずれかの日において、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置を受けていない者であること。					

(コ)	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。					
(カ)	福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。					
(キ)	国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。					
(ク)	福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第3号の規定に該当しない者であること。					
(ケ)	施工実績	必要なし		必要なし		
(ク)	施工責任者及び 施工担当者	A群 ①	B群 ②	A群 ①	B群 ②	C群 ②
		①：本業務の施工期間中に施工責任者（候補として2人又は3人を届け出ること可能）として、参加表明書及び資格確認書類の提出の前日までに、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあつて、監理技術者（電気工事）の資格を有する者を、2025年（令和7年）9月議会（以下議会という。）の議決日の前日までに、配置できる者であること。 ②：本業務の施工期間中に施工担当者（候補として2人又は3人を届け出ること可能）として、参加表明書及び資格確認書類の提出の前日までに、その他構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあつて、監理技術者（電気工事）又は主任技術者（電気工事）の資格を有する者を、議会の議決日の前日までに、配置できる者であること。				
(ク)	統括責任者	本業務の契約期間中に統括責任者（候補として2人又は3人を届け出ること可能）として、参加表明書及び資格確認書類の提出の前日までに、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、議会の議決日の前日までに、配置できる者であること。				
留意事項						
<ul style="list-style-type: none"> 受注者となったときは、あらかじめ届け出た者を配置すること。 監理技術者：建設業法第26条第2項に規定される技術者 主任技術者：建設業法第26条第1項に規定される技術者 						

(2) 構成員の役割

- ア 代表構成員は、本市との対応窓口となり、応募を含むそれ以降の提案及び契約などに関する諸手続を行い、業務遂行の責を負う。
- イ 代表構成員及びその他構成員は、アの業務以外の全て（調査・設計・施工・調達・運搬等に関する業務）を共同して実施する。
- ウ 本市との協議及び検査等には、代表構成員に加え、当該事項に係る各構成員が立ち会うこと。

5 応募に関する留意事項

(1) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(2) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は本市と協議を行うことにより、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

(3) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更は不可とする。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。

なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(4) 複数の参加表明書の提出の禁止

応募者は、複数の参加表明書を提出することはできない。

6 申込みの手続等

(1) 担当課

福山市企画財政局財政部資産活用課（包括施設管理担当）

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1179

メールアドレス：sisankatuyou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) スケジュール（予定）

項番	項目	日程
1	仕様書等の配布 （本市ホームページで公開） （ https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shisankatuyo/360733.html 以下同じ。）	2025年（令和7年）3月27日（木） ～ 2025年（令和7年）4月21日（月）
2	本公告内容及び配布資料に関する 質問受付	2025年（令和7年）3月27日（木）～ 2025年（令和7年）4月9日（水）
3	質問の回答	2025年（令和7年）4月14日（月）
4	参加表明書及び資格確認書類の 受付	2025年（令和7年）3月27日（木）～ 2025年（令和7年）4月21日（月）
5	応募資格確認結果の通知	2025年（令和7年）4月23日（水）
6	提案書の受付	2025年（令和7年）4月23日（水）～ 2025年（令和7年）5月7日（水）
7	プレゼンテーション	2025年（令和7年）5月14日（水） 2025年（令和7年）5月15日（木）
8	最優秀及び優秀提案の選出	2025年（令和7年）5月下旬
9	受注候補者の決定、通知	2025年（令和7年）5月下旬
10	現地調査、詳細協議、業務計画書 作成、詳細見積書の提出	2025年（令和7年）5月下旬～ 2025年（令和7年）7月下旬

1 1	受注候補者の公表	2025年(令和7年)8月上旬
1 2	仮契約の締結	2025年(令和7年)8月上旬
1 3	契約の締結	2025年(令和7年)9月下旬 (議会の議決日)

※ このスケジュールは変更する場合があります。

(3) 配布資料

ア 配布期間

2025年(令和7年)3月27日(木)午前8時30分から
2025年(令和7年)4月21日(月)午後5時15分まで

イ 配布場所

本市ホームページ

ウ 配布資料

- (ア) 【別添1】福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託仕様書
- (イ) 【別添2】対象施設及び照明器具一覧
- (ウ) 【別添3】照明器具凡例一覧表
- (エ) 【別添4】評価基準表
- (オ) 【別添5】リスク・責任分担表
- (カ) 【別添6】提出書類様式集

※ 参考図等資料については、4(1)ウ(イ)から(エ)の資格要件を有する者のうち、希望者に電子記録媒体で貸与します。

(4) 質問の提出及び回答

ア 受付期間

2025年(令和7年)3月27日(木)午前8時30分から
2025年(令和7年)4月9日(水)午後5時15分まで

イ 提出方法

質問書(様式1)を電子メールで(1)の担当課に送信する。

※ 送信する際は、件名を「福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託に関する質問」と記載すること。

※ 送信後、メールの到着を電話で確認すること。

ウ 回答

競争上の地位を害するおそれがあるものを除き、2025年(令和7年)4月14日(月)にまでに本市ホームページで公表する。

7 参加表明書の作成等

(1) 提出期間

2025年(令和7年)3月27日(木)午前8時30分から
2025年(令和7年)4月21日(月)午後5時15分まで

(2) 提出場所

6 (1)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、開庁時間内（平日午前8時30分から午後5時15分まで）に6 (1)の担当課に持参すること。

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託参加表明書在中」と記載し、簡易書留にて6 (1)の担当課に送付すること。

（2025年（令和7年）4月21日（月）午後5時15分必着）

(4) 提出書類

次の書類に様式番号を記したインデックスをつけ、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

ア 参加表明書（様式2）

代表構成員が作成すること。

イ 共同企業体協定書（任意様式）

協定書には、各構成員が、本市に対し、協力してその責任を負う条項を含むものとする。

ウ 配置予定責任者名簿（様式3）及び雇用関係が確認できる書類

配置する統括責任者及び施工責任者並びに施工担当者を明確にし、雇用関係が確認できる書類を添付すること。

エ 各資格者免許証等の写し

イの配置予定者の資格者証（表裏）及び監理技術者講習修了証の写し。

オ 誓約書（様式4）

構成員ごとに誓約し、提出すること。

(5) 参加表明が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 応募者が1者のみの場合、当該1者について参加資格を確認する。

イ 応募者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

(6) 注意事項

提出した書類の変更は不可とする。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。

8 応募資格確認結果の通知

2025年（令和7年）4月23日（水）に電子メールで本市から応募者（代表構成員）に通知する。

9 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

次の書類に様式番号を記したインデックスをつけ、A4縦長ファイルに綴じたものを12部（正本1部、副本11部）提出すること（あわせて、電子データも提出すること）。

なお、(ア) 企画提案書提出書（表紙）（様式A）は正本1部のみに添付すること。

(ア) 企画提案書提出書（表紙）（様式A）

(イ) 業務実施計画に関する提案（様式B、C）

様式Bは参考様式とし、任意での様式での提出も認めるが、その場合はA4判片面1枚以内に1(4)ア及びイの業務期間の考え方を整理し、記述すること。

(ウ) 維持管理と不具合発生時の対応に関する提案（様式C）

(エ) 温室効果ガス排出量（消費電力量）の削減に関する提案（様式C、D）

削減量の算出には様式Dを用い、使用する照明器具の仕様（消費電力）、年間稼働日数（別添2のとおり）及び一日あたりの点灯時間（別添2のとおり）に基づき、施工前後における電力使用量から机上計算にて実施すること。

なお、削減量の算出に使用した照明器具の消費電力等の根拠となる資料は、様式Cにて示すこと。

(オ) 本業務にあたっての独自提案（様式C）

(カ) 工事予算等経費計画に関する提案（様式E）

イ 見積書（様式F）

消費税及び地方消費税相当額を除いた金額が記入されたものを正本1部提出すること。

(2) 提出期間

2025年（令和7年）4月23日（水）午前8時30分から

2025年（令和7年）5月7日（水）午後5時15分まで

(3) 提出場所

6(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、開庁時間内（平日午前8時30分から午後5時15分まで）に6(1)の担当課に持参すること。

※ 郵送の場合は、封筒の表面に「福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託提案書 在中」と記載し、簡易書留にて6(1)の担当課に送付すること。

（2025年（令和7年）5月7日（水）午後5時15分必着）

(5) 注意事項

ア 提出書類の提出後の差替はできないものとする。

イ 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

ウ 提出された提案書類の著作権は、その提案者に帰属する。

エ 提案者は、複数の提案書を提出することはできない。

(6) 作成要領

ア 使用言語及び書式等

使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとし、全てを横書きとする。

なお、原則としてフォントは、MS明朝体11ポイント程度を基準とするが、提案者の判断により適宜調整ができることとする。

イ 標記及び様式等の制限

各提案書類には、会社名、住所、名前、ロゴマーク等、提案者を特定できる表示を一切付してはならない。A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。カラー、図表の挿入も可能とする。

ウ 温室効果ガス（CO₂）排出に関する換算値

温室効果ガス（CO₂）排出に関する計算を行う場合は、次の換算値を用いることとし、算出された数値は小数点第3位以下を切捨てること。

なお、(1)ア(エ)の様式Dにおいても、同様の換算値を用いている。

CO ₂ 排出係数
$0.313 \times 10^{-3} \text{ (t-CO}_2\text{/kWh)}$

エ 電気料金の提案を行う場合は、電気料金単価（従量料金20.73円/kWh）、年間稼働日数（別添2のとおり）及び一日あたりの点灯時間（別添2のとおり）、で計算することとし、電気基本料金は計算に含まないこととする。

10 評価及び評価基準

企画提案書の内容を基に「福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託に係る受注者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、提案書等の総合的な審査を行い、本市にて受注候補者を決定する。

(1) プレゼンテーションの実施

2025年（令和7年）5月14日（水）及び15日（木）（予定）

※ プレゼンテーション会場、各事業者のプレゼンテーション開始時刻は、別途通知する。

(2) 提案の所要時間

プレゼンテーション 15分程度 質疑応答 25分程度

※ 参加表明者が多数となった際は、変更となる場合がある。

(3) プレゼンテーション参加者

プレゼンテーション参加者は4名以内とし、提案者は、各構成員の代表となる者を必ず参加させること。

(4) プレゼンテーションでの注意事項

ア プレゼンテーション参加者以外は傍聴することはできない。

イ 企画提案書の内容の説明は参加者のうち1名が行うこと。

ウ プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。それ以外に必要なもの（パソコン等）については、提案者が用意すること。

エ 企画提案書に記述されていない内容及びその内容を補足する資料の追加配布はできないものとする。

オ 説明に使用する資料は企画提案書のみとするが、説明の際は、企画提案書の記述を読み上げるのではなく、要点を絞って説明すること。

カ 会社名、住所、名前等、提案者を特定できる発言及び服装を避けること。

(5) 評価基準・評価項目

別添4「評価基準表」のとおりとする。ただし、本市による審査の結果、提案内容における計算等を用いて算出した記述に違算等が含まれていた場合、その対象となる評価項目の点数を審査後の点数の1/2点とする。

(6) 受注候補者の選定

ア 選定会議における評価が最も高い者を、受注候補者とする。ただし、評価点が獲得可能点の6割以上を獲得していることとする。

イ 評価点が同点の場合は、温室効果ガス排出量(様式C、Dに定める)の削減量が多い提案者を受注候補者とし、削減量が同量となった場合は、見積書の金額が低い者を受注候補者とする。さらに見積金額が同額となった場合は、くじ引きとする。

ウ 提案者が1者だけの場合は、当該1者について提案内容の審査を行う。

エ 提案者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめ、改めて事業者選定を行う。

(7) 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案書が受付期間中に提出されなかった場合。

イ 提案書に虚偽の記載があった場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 本公告に違反すると認められる場合。

オ 見積額が見積限度額を超えている場合。

1.1 審査結果の通知

(1) 2025年(令和7年)5月下旬に提案者(代表構成員)に電子メールで通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

(2) 審査結果に対する異議を申立てることはできず、質問は一切受け付けない。

(3) 参加事業者数及び受注候補者名並びに評価点の合計点と、その他候補者の評価点の合計点を本市ホームページで公表する。

1.2 現地調査

受注候補者は、必要な場合、対象施設の現地調査を行うことができる。ただし、次の事項に注意して実施すること。

(1) 現地調査が行える施設数は213施設とする。

(2) 現地調査を行う施設は、本市と協議して決定すること。

- (3) 現地調査により施設運営に支障をきたさないよう配慮すること。
- (4) 現地調査により施設に受注候補者の責による汚損等が発生した場合には、受注候補者が現状復旧を行うこと。

1.3 業務計画書作成

受注候補者は、企画提案書及びプレゼンテーション内容並びに現地調査の結果をもって、本業務の詳細を本市と協議し、業務計画書を作成すること。

1.4 契約に関する事項

- (1) 受注候補者に選定された事業者と仕様等について協議を行い、合意した場合、仮契約を締結する。なお、受注候補者との協議が不調となった場合、次いで高い点を得た事業者（以下「次点候補者」という。）と仮契約の協議を行う。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、本市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約するため、見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 議会で議決後、本契約を締結するものとし、議会の議決を得られなかった場合、仮契約は効力を失うものとし、本市は事業者の被った損害を賠償する責を負わないものとする。
- (4) 仮契約を締結した後、議会の議決を経て、本契約となるまでの間に、福山市建設工事指名除外基準要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

1.5 業務実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、本公告、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 本契約期間中の本市と事業者の関わり

事業者は事業者の責により本業務を遂行し、本市は契約に定められた方法により業務実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者の責任分担

ア 基本的な考え

本提案が達成出来ないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別添5「リスク・責任分担表」（以下「分担表」という。）によることとし、提案者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うも

のとする。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 業務の継続が困難となった場合における措置

本契約が締結される前に業務継続が困難になった場合には、次の措置を講ずるものとし、本契約後に業務の継続が困難となった場合の措置については、本業務に関わる契約書において定めるものとする。

(ア) 提案書、業務計画書の内容が大きく乖離した場合など、受注候補者の責により契約できない場合は、事業者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。

(イ) 本市の指示により本業務が中止された場合には、事業者は、本市と協議の上合意した金額を請求できるものとする。

1.6 留意事項

- (1) 参加表明書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成、提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て事業者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て事業者が負うものとする。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、受注候補者の選定以外に提出した事業者が無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替及び再提出は認めない。
- (7) 参加表明書又は提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式5）を6(1)の担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (8) 応募者（又は応募を予定している者を含む。）若しくは提案者又はその関係者は、選定会議の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (9) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、業務計画の変更又は中止する場合がある。この場合、事業者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (12) 事業者は、参加表明書の提出をもって、本公告及び配布資料の記載内容に同意したものとする。